



訪問看護 料金表

(医療保険適用・介護保険適用共通)

ご利用料金は、サービス内容や時間、お住まいの地域、保険の種類・割合によって異なります。

主な内容

- ✓ 表記の料金は1回あたりの料金です。
- ✓ 保険の自己負担割合(1割・2割・3割)に応じて、お客様の自己負担額が決まります。
- ✓ 料金には訪問看護サービスの提供に係る基本費用が含まれます。
- ✓ 別途、交通費・キャンセル料等が発生する場合があります。
- ✓ その他の費用については、該当ページをご確認ください。



サービス利用料金について (介護保険適用)

- 介護報酬は、サービスや内容、加算ごとに決められた単位数で、利用されたサービスの合計単位数に地域単価を乗じた金額となります。
- お客様負担金は、介護報酬から保険給付分を控除した金額とし、お客様の介護保険負担割合率に記載の負担割合に応じた金額をお支払いいただきます。
- キャンセルする場合は、訪問日の前日(平日)17時までにご連絡をお願いします。キャンセル料は、下記のとおりとなります。

キャンセル料	前日(平日17時)までのキャンセル	無料
前日(平日17時～当日8時)、夜間(18時～翌6時)	サービス全額の25%	
当日(8時以降)～前日17時までにご連絡なし	サービス全額の50%	

- 利用時間は、原則20分以上1時間30分未満とします。ただし、(8)※長時間訪問看護加算に該当する場合は除きます。
- 通常の時間帯(午前8時～午後6時)以外の時間帯でサービスを行う場合、次の通り割増されます。

早朝(午前6時～午前8時)、夜間(午後6時～午後10時)	+25%
深夜(午後10時～午前6時)	+50%

- 介護報酬は、介護保険法に定める地域区分ごとの1単位の単価が異なります。当事業所の地域区分と地域単価は、1級地 11.40円となります。

(7) 介護報酬及びお客様負担金の単価は下記のとおりとなります。

表1 介護保険適用(基本部分)

項目	所要時間	単位数	お客様負担金		
			1割負担	2割負担	3割負担
A. 保健師・看護師によるサービス【介護給付】	20分未満	314単位	358円	716円	1,074円
	30分未満	471単位	537円	1,074円	1,611円
	30分以上1時間未満	823単位	939円	1,877円	2,815円
	1時間以上1時間30分未満	1,128単位	1,286円	2,572円	3,858円
	20分未満	303単位	346円	691円	1,037円
	30分未満	451単位	515円	1,029円	1,543円
【介護給付】	30分以上1時間未満	794単位	906円	1,811円	2,716円
	1時間以上1時間30分未満	1,090単位	1,243円	2,486円	3,728円
B. 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士によるサービス	【回につき】	294単位	336円	671円	1,006円
	【予防給付】 1回につき	284単位	324円	648円	972円
C. 指定定期巡回・随時対応型訪問看護事業所との連携した訪問看護(1月につき)		2,961単位	3,376円	6,751円	10,127円

※上記の金額は、1回あたりの料金の目安です。実際のお客様負担金は、ご利用された単位数を合計してから算出するので、表の金額の合計とは一致しない場合があります。

(8) 加算については下記のとおりです。当事業所では、表2の訪当欄に✓のある加算を算定します。

表2 加算

訪当	加算項目	単位数	お客様負担金		
			1割負担	2割負担	3割負担
✓	1 複数名訪問加算(Ⅰ)	30分未満: 254単位 30分以上: 402単位	290円 452円	579円 917円	869円 1,375円
□	2 複数名訪問加算(Ⅱ)	30分未満: 201単位 30分以上: 317単位	230円 362円	459円 723円	686円 1,084円
□	3 長時間訪問看護加算	300単位	342円	684円	1,026円
✓	4 緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	600単位	684円	1,368円	2,052円
□	5 緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	600単位	665円	1,309円	1,963円
✓	6 特別管理加算(Ⅰ)	500単位	570円	1,140円	1,710円
✓	7 特別管理加算(Ⅱ)	300単位	285円	570円	855円
□	8 専門管理加算	250単位	285円	570円	855円
✓	9 ターミナルケア加算【介護給付】	2,500単位	2,850円	5,700円	8,550円
✓	10 初期加算(Ⅰ)	350単位	399円	798円	1,197円
✓	11 初期加算(Ⅱ)	300単位	342円	684円	1,026円
□	12 遅延時共同指導加算	600単位	684円	1,368円	2,052円
□	13 看護・介護職員連携強化加算	250単位	285円	570円	855円
□	14 看護体制強化加算(Ⅰ)【介護給付】	550単位	627円	1,254円	1,881円
□	15 看護体制強化加算(Ⅱ)【介護給付】	200単位	228円	456円	684円
□	16 看護体制強化加算【予防給付】	100単位	114円	228円	342円
□	17 口腔連携強化加算	50単位	57円	114円	171円
□	18 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	A,B 6単位	7円	14円	21円
C 50単位		57円	114円	171円	
A,B 3単位		4円	7円	11円	
□	19 サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	A,B 3単位	4円	7円	11円
C 25単位		29円	57円	86円	

サービス利用料金について (医療保険適用)

- 医療保険の訪問看護の料金は、訪問看護基本療養費及び訪問看護管理療養費の額に、訪問看護基本療養費又は訪問看護ベースアップ評価料の額を加えた額と定めます。特別訪問看護指示書の指示が出た場合を除き、介護保険による給付を受けられる場合は、お客様負担金(表3参照)は、医療保険の診療報酬の基準に基づいたサービス利用料金からお客様の医療保険負担額を控除した金額となります。
- 訪問看護基本療養費は、訪問看護を行う難易の異なりにより金額が異なり、週3日を限度として算定します。訪問看護基本療養費Ⅱは、同一日に同一建物に入居・入所している複数のお客様にサービスを行った場合に算定します。ただし、同一日に2人まで訪問の場合と3人以上訪問の場合で、表3のとおり料金が発生します。
- 訪問看護基本療養費Ⅰ・Ⅱのうち、悪性腫瘍に対する緩和ケア、褥瘡ケア、または人工肛門ケア及び人工膀胱ケアが必要なお客様に対して、所定の専門研修を受けた看護師が、他の訪問看護スタッフ又はお客様の在宅療養担当の保険医療機関の看護師と共同してサービスを行った場合は、表3のⅠⅡ共通に記載の金額を月1回限度として算定します。ただし、同一日に訪問看護管理療養費は算定しません。
- 訪問看護基本療養費Ⅲは、入院中で在宅療養に備えて一時的に外泊されているお客様に対して、主治医から交付を受けた訪問看護指示書に基づきサービスを行った場合、入院中1回(下記(5)の厚生労働大臣が定める長期療養または特別管理加算の要件に該当するお客様の場合は2回)を限度として算定します。
- 訪問看護基本療養費Ⅰ及びⅡは、下記の厚生労働大臣が定める疾病等または後述の特別管理加算の要件に該当するお客様については、週4日以上算定できます。

【厚生労働大臣が定める疾病等】

- ①末期の悪性腫瘍 ②多発性硬化症 ③重症筋無力症 ④スモン ⑤筋萎縮性側索硬化症
- ⑥脊髄小脳変性症 ⑦ハンチントン病 ⑧進行性筋ジストロフィー症 ⑨パーキンソン病関連疾患
- ⑩多系統萎縮症 ⑪プリオン病 ⑫急性慢性化性全脳炎 ⑬ライソゾーム病 ⑭副腎白質ジストロフィー
- ⑮脊髄性筋萎縮症 ⑯球状筋性筋萎縮症 ⑰慢性進行性筋萎縮症多発神経炎 ⑱後天性免疫不全症候群
- ⑲肺動脈瘤 ⑳人工呼吸器を使用している状態

表3 つづき 訪問看護基本療養費・訪問看護管理療養費

項目	月の初回の訪問		月2日目以降の訪問	
	1割負担	2割負担	1割負担	2割負担
□ 下記以外の場合	1,323円	300円	300円	250円
□ 機能強化型訪問看護管理療養費Ⅰ	1,003円	250円	250円	250円
□ 機能強化型訪問看護管理療養費Ⅱ	970円	250円	250円	250円
□ 機能強化型訪問看護管理療養費Ⅲ	787円	250円	250円	250円

※上記の金額は、1回あたりの料金の目安です。実際のお客様負担金は、1月のサービス利用料金を合計してから算出するので、表の金額の合計とは一致しない場合があります。
※キャンセルする場合は、訪問日の前日(平日)17時までにご連絡をお願いします。キャンセル料は、下記のとおりとなります。

キャンセル料	前日(平日17時)までのキャンセル	無料
前日(平日17時～当日8時)、夜間(18時～翌6時)	サービス全額の25%	
当日(8時以降)～前日17時までにご連絡なし	サービス全額の50%	

表3 訪問看護基本療養費・訪問看護管理療養費

療養費	項目	お客様負担金		
		1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護基本療養費(Ⅰ)在宅	保健師・助産師・看護師	週3日目まで: 555円	1,110円	1,665円
	准看護師	週4日目以降: 655円	1,310円	1,965円
訪問看護基本療養費(Ⅱ)同一建物	保健師・助産師・看護師	週3日目まで: 505円	1,010円	1,515円
	准看護師	週4日目以降: 605円	1,210円	1,815円
共通(Ⅲ)	保健師・助産師・看護師	同一日に2人: 555円	1,110円	1,665円
	准看護師	同一日に2人: 505円	1,010円	1,515円
共通(Ⅲ)	理学療法士等	同一日に3人以上: 278円	556円	834円
	悪性腫瘍に対する緩和ケア、褥瘡ケア、または人工肛門ケア及び人工膀胱ケアが必要で、専門研修を受けた看護師が共同してサービスを行った場合(月1回)	1,285円	2,570円	3,855円
入院中の一時的に外泊する訪問看護		850円	1,700円	2,550円

(9) その他療養費については表5のとおりです。訪問看護情報提供療養費と訪問看護ターミナルケア療養費は、該当のみ訪問看護ベースアップ評価料については表5の該当欄に✓がある項目を毎月算定します。

表5 その他療養費

① 訪問看護情報提供療養費・訪問看護ターミナルケア療養費

項目	お客様負担金			算定要件
	1割負担	2割負担	3割負担	
訪問看護情報提供療養費Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ★	150円	300円	450円	お客様の同意をいただいた上でサービスに関する情報を下記の簡便型に文章提供した場合に、当月に加算 1:自治体・都道府県事務 2:学校等 3:保険会社等
訪問看護ターミナルケア療養費Ⅰ★/回	2,500円	5,000円	7,500円	サービス利用料に80%加算 (2) 記載の算定の要件に該当するお客様に実施した場合に加算(1日につき)
訪問看護ターミナルケア療養費Ⅱ★/回	1,000円	2,000円	3,000円	※複数の看護職員の共同で実施する場合
□ 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)/月	78円	156円	234円	当事業所の介護、看護職の賃上げ等を実施している旨の届出を行っているものとして、地方厚生局長に届出している場合に加算
□ 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)/月	1~50円	2~100円	3~150円	(1)に加えて、指導員が賃上げの要する改善の届出を別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして、地方厚生局長に届出している場合に加算(1~180分に応じ)

詳しくはスタッフまでお問い合わせください。ご不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください。

訪問看護サービス 料金表

ご利用料金の目安となります。詳細はお問い合わせください。



1 サービス利用料金の説明

- 1 介護保険適用、医療保険適用外にかかわらず、サービス利用時に利用料をいただきます。
- 2 訪問看護サービスに対するお客様負担は、訪問看護支援事業者等が作成する「サービス利用票」及び「サービス利用票別表」によるものとします。
- 3 公費等でお客様負担に調整が必要な場合は、公費その他の減額措置における給付率、負担率等を確認し、所定のお客様負担金を算出後、お客様に提示します。
- 4 本契約の有効期間中、介護保険法及び健康保険法その他関係法令または診療報酬の改正により、サービス利用料金の改定が必要となった場合には、改定後の額を適用するものとします。この場合、会社は、法令改正後速やかにお客様に対し、改定の施行時期及び改定後の金額を通知し同意を得ます。
- 5 介護報酬の一部が制度上の支給限度額を超える場合には、超えた部分は全部自己負担となります（その際には、居宅サービス計画等を作成する際に訪問の、お客様の同意を得ることになります）。
- 6 介護保険サービスに対するお客様負担金は、居宅サービス計画書を作成しない場合など「強い」となる場合には、一旦お客様が介護報酬を支払い、その後区市町村に対して保険給付分を請求することになります。
- 7 お客様が介護保険料の支払いを滞っている場合、介護保険法により保険給付の支払方法変更、差込み等の給付制限が生じることがあります。保険給付の制限を受けた場合（介護保険被保険者の給付制限に「支払方法の変更」等の記載があった場合）、一旦お客様が介護報酬を支払い、その後区市町村に対して保険給付分を請求することになります。詳細については居宅支援事業者または担当者からご説明します。
- 8 読費等がお客様を訪問する際にかかる交通費については、原則無料となります。

2 サービス利用料金について（介護保険適用）

- (1) 介護報酬は、サービスや内容、加算ごとに決められた単位数で、利用されたサービスの合計単位数に地域単価を乗じた金額となります。
- (2) お客様負担金は、介護報酬から保険給付分を控除した金額とし、お客様の介護保険負担割合に記録の負担割合に応じた金額をお支払いいただきます。
- (3) キャンセルされる場合は、訪問日の前日（平日）17時までにご連絡をお願いします。キャンセル料は、下記のとおりとなります。
↓ キャンセルのあった1回分のサービス（加算分を除く）のお客様負担金の金額（税込み）を頂きます。自己負担ない方は、自費にて頂きます。
- (4) 利用時間は、原則20分以上1時間30分未満とします。ただし、(8)③長時間訪問看護加算に該当する場合は除きます。
- (5) 通常の訪問時間（午前8時～午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合、次の通り割増されます。

時間帯	割増率
早朝（午前6時～午前8時）、夜間（午後6時～午後10時）	+25%
深夜（午後10時～午前6時）	+50%

- (6) 介護報酬は、介護保険法に定める地域区分ごとの1単位の単価が異なります。当事業所の地域区分と地域単価は、1級地 11.40円となります。



(7) 介護報酬及びお客様負担金の単価は下記のとおりとなります。

表1 介護保険適用（基本部分）

項目	所要時間	単位数	お客様負担金		
			1割	2割	3割
A. 保健師・看護師によるサービス	20分未満	314単位	358円	716円	1,074円
	30分未満	471単位	537円	1,074円	1,611円
	30分以上1時間未満	823単位	999円	1,877円	2,815円
	1時間以上1時間30分未満	1,128単位	1,286円	2,572円	3,858円
	20分未満	303単位	346円	691円	1,037円
	30分未満	451単位	515円	1,029円	1,543円
	30分以上1時間未満	794単位	906円	1,811円	2,716円
B. 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士によるサービス	[介護給付]	294単位	336円	671円	1,006円
	[予防給付]	284単位	324円	648円	972円
C. 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護員事務所との連携した訪問看護（1月につき）		2,961単位	3,376円	6,751円	10,127円

注）上表の金額は、1回あたりの料金の目安です。実際のお客様負担金は、ご利用された単位数を合計してから算出するので、表の金額の合計とは一致しない場合があります。



3 サービス利用料金について（医療保険適用）

- (1) 医療保険の規定期間看護の料金は、訪問看護基本単価費及び訪問看護療養費の額に、訪問看護性報酬併給費、訪問看護ベースアップ評価料の額を加えた額となります。また、特別訪問看護指示書の請求が出た場合を除き、介護保険による給付を受けられる場合は算定できません。なお、お客様負担額（3割）は、医療保険の診療報酬の基準に基づいたサービス利用料金からお客様ごとの医療保険給付額を控除した金額となります。
- (2) 訪問看護基本単価費は、訪問看護を行う職員の資格により金額が異なり、週3日を限度として算定します。訪問看護基本単価費Ⅱは、同一日に同一建物に入居・入所している複数のお客様にサービスを行った場合に算定します。ただし、同一日に2人までの訪問の場合と3人以上の訪問の場合で、表3のとおり料金が異なります。
- (3) 訪問看護基本単価費Ⅰ・Ⅱのうち、悪性腫瘍に対する緩和ケア、褥瘡ケア、または人工肛門ケア及び人工肛門ケアが必要なお客様に対して、所定の専門研修を受けた看護師が、他の訪問看護ステーション又は協定医療機関の保険医・臨床医・看護師等と共同してサービスを行った場合は、表3のⅠⅡ共通に記録の金額を月1回限度として算定します。ただし、同一日に訪問看護管理療養費は算定しません。
- (4) 訪問看護基本単価費Ⅲは、入院中で在宅療養に備えて一時的に外泊をされているお客様に対して、主治医から交付を受けた訪問看護指示書に基づきサービスを行った場合、入院中1回（下記（5）の厚生労働大臣が定める疾病等または特別管理加算の要件に該当するお客様の場合は2回）を限度として算定します。
- (5) 訪問看護基本単価費Ⅰ及びⅡは、下記の厚生労働大臣が定める疾病等または後述の特別管理加算の要件に該当するお客様については、週4日以上算定が可能です。

〔厚生労働大臣が定める疾病等〕

- ① 脳腫瘍の悪性腫瘍 ② 多発性骨髄腫 ③ 重症筋無力症 ④ スモム ⑤ 筋萎縮性側索硬化症 ⑥ 脊髄小脳変性症
- ⑦ ハンチントン病 ⑧ 進行性上肢麻痺 ⑨ パーキンソン病関連疾患 ⑩ 多系統萎縮症 ⑪ プリオン病
- ⑫ 急性炎症性脳炎 ⑬ ラインゾーム病 ⑭ 脳脊髄液減少症 ⑮ 脊髄性筋萎縮症 ⑯ 球状筋性筋萎縮症
- ⑰ 慢性疾患性脳神経性多発性神経炎 ⑱ 種天性免疫不全症候群 ⑲ 脳腫瘍 ⑳ 人工呼吸器を使用している状態



表3 訪問看護基本単価費・訪問看護管理療養費

療養費	項目	所要時間	お客様負担金			
			1割	2割	3割	
Ⅰ 宅	保健師・助産師・看護師	週3日目まで	555円	1,110円	1,665円	
	准看護師	週4日目以降	655円	1,310円	1,965円	
	理学療法士等	週3日目まで	555円	1,110円	1,665円	
		週4日目以降	655円	1,310円	1,965円	
Ⅱ 同一建物	保健師・助産師・看護師	同一日に2人	週3日目まで	555円	1,110円	1,665円
			週4日目以降	655円	1,310円	1,965円
	同一日に3人以上	週3日目まで	278円	556円	834円	
		週4日目以降	328円	656円	984円	
	准看護師	同一日に2人	週3日目まで	505円	1,010円	1,515円
			週4日目以降	605円	1,210円	1,815円
	同一日に3人以上	週3日目まで	253円	506円	759円	
		週4日目以降	303円	606円	909円	
理学療法士等	同一日に2人	週3日目まで	555円	1,110円	1,665円	
		週4日目以降	278円	556円	834円	
Ⅲ 共通	悪性腫瘍に対する緩和ケア、褥瘡ケア、または人工肛門ケア及び人工肛門ケアの専門研修を受けた看護師（月1回）		1,285円	2,570円	3,855円	
	入院中の一時的に外泊時の訪問看護		850円	1,700円	2,550円	

訪問看護管理療養費		お客様負担金		
		1割	2割	3割
月の初回の訪問		767円	1,534円	2,301円
月の2回目以降の訪問	□ 下記以外	1,323円	2,646円	3,969円
	□ 機能強化型訪問看護管理療養費1	1,003円	2,006円	3,009円
	□ 機能強化型訪問看護管理療養費2	870円	1,740円	2,610円
	□ 機能強化型訪問看護管理療養費3	200円	400円	600円

※ 上記の金額は、1回あたりの料金の目安です。実際のお客様負担金は、1月のサービス利用料金を合計してから算出するので、表の金額の合計とは一致しない場合があります。

表4 加算

加算	お客様負担金			算定要件
	1割	2割	3割	
24時間対応体制加算★/月（上記以外の場合）	680円	1,360円	2,040円	当事業所がお客様またはご家族に対して、24時間の連絡体制を取り、計画外の緊急訪問が必要に応じて行える体制を整えており、お客様の同意をいただいた上で加算。
	652円	1,304円	1,956円	
特別管理加算/月	250円	500円	750円	特別訪問看護指示書(2)(8)(6)のご家族に対して必要な管理を実施した場合に加算。
(2) 重症患者	500円	1,000円	1,500円	
退院時共同指導加算 退院退所時	800円	1,600円	2,400円	退院時にサービスを実施し、退院支援指導を実施した場合に加算。
特別管理指導加算 退院退所時	200円	400円	600円	退院前にサービスを実施し、退院支援指導を実施した場合に加算（退院時指導加算が対象となる場合に限り）。
退院準備加算 (1)	600円	1,200円	1,800円	(1)退院前の支援等に準ずる指導を実施した場合に加算 (2)の退院時の機能回復。
	840円	1,680円	2,520円	
在宅患者連携指導加算/月	300円	600円	900円	医療関係機関等と情報連携を行い、患者の同意を得てカンファレンス等を実施した場合に加算。
在宅患者緊急時対応カンファレンス加算/月2回限度	200円	400円	600円	看護師等が迅速に対応し、退院準備に貢献して関係性を高める。
看護・介護職員連携強化加算/月	250円	500円	750円	訪問看護職員と介護職員が連携し、患者のケアを円滑に行う。
専門管理加算/月	250円	500円	750円	訪問看護職員が専門知識を駆使し、退院準備に貢献して関係性を高める。
訪問看護係長/月	5円	10円	15円	

